

九州大学芸術工学部・九州芸術工科大学同窓会 規約

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、九州大学芸術工学部・九州芸術工科大学同窓会（通称を「渾沌会」とし、本規約内では以下「同窓会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、芸術工学の発展と進歩に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 総会、懇親会などの開催
2. 会報、会員名簿その他の図書刊行
3. 研究会、講演会などの開催
4. その他必要と認める事業

(事務局)

第 4 条 本会の運営を円滑に行うために九州大学大橋キャンパス内に事務局を設ける。

第 5 条 事務局の運営は別途定める同窓会事務局内規による。

第2章 会 員

第 6 条 本会の会員は次の通りとする。

1. 正会員 (1) 九州大学芸術工学部および芸術工学府ならびに九州芸術工科大学を卒業または修了した者
(2) 九州大学芸術工学部および芸術工学府ならびに九州芸術工科大学に在籍した者で入会を希望する者
2. 準会員 九州大学芸術工学部および芸術工学府の在学生
3. 特別会員 九州大学大学院芸術工学研究院の教員とその職にあった者ならびに九州芸術工科大学の教官の職にあった者（ただし、正会員は除く）
4. 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、役員会の承認を得た者

第 7 条 準会員は卒業修了と同時に自動的に正会員となる。

第3章 役員

(役員)

第8条 本会には、次の役員をおく。

- | | | |
|----------|-------|-----------------------------|
| 1. 会長 | 1名 | 会長は本会を代表し、会務を担当する。 |
| 2. 副会長 | 2名 | 会長を補佐し、会長に事故のある場合にはこれを代行する。 |
| 3. 支部長 | 各支部1名 | 支部を代表し、統括する。 |
| 4. 理事 | 若干名 | 会務を担当する。 |
| 5. 監事 | 2名 | 監査を担当する。 |
| 6. 事務局長 | 1名 | 事務局を指揮し、総括する。 |
| 7. 事務局理事 | 若干名 | 事務局長を補佐し、事務全般を分担する。 |

(任期)

第9条 第8条の役員の任期は2年とし再任を妨げない。但し、会長の任期は3期を限度とする。

(幹事)

第10条 本会には、特定の事業を遂行するため、必要に応じて時限的に幹事をおくことができる。

第4章 会議

(総会)

第11条 総会は通常総会および臨時総会とし、会長が召集する。

1. 通常総会は、毎年1回開催する。
2. 臨時総会は、役員会が必要と認めたときに開催することができる。
3. 総会は役員会の決議により、書面にて開催することができる。

第12条 総会においては、次の事項を審議決定する。

1. 予算および決算
2. 事業の計画および報告
3. 役員を選出
4. 規約改正
5. その他必要と認められる事項

第13条 総会の議事は参加した正会員（委任状による参加も含む）の過半数をもって決する。ただし賛否同数の場合は議長の決による。

(役員会)

第14条 役員会は、必要に応じて会長が召集する。

第15条 役員会は監事を除く役員で構成する。

第16条 役員会は総会の議決に基づき、次の事項を行う。

1. 予算案および決算書の作成に関する事
2. 予算の執行に関する事
3. 事業計画書および報告書の作成に関する事
4. 事業の実施に関する事
5. 先決の必要がある役員解任、就任に関する事
6. その他本会の運営に必要な基本的事項

(その他の会議)

第17条 会長は必要に応じて特別会議を召集することができる。

第5章 支部

(支部の設置)

- 第 18 条 本会は特定地域の会員相互の親睦を図る目的で支部を置くことができる。
- 第 19 条 各支部が担当する範囲は別途各支部規約により定めるものとする。
- 第 20 条 新たに支部を置く場合は総会での承認を得るものとする。

(支部規約)

- 第 21 条 各支部は支部規約を定めるものとする。

(支部の役員)

- 第 22 条 各支部役員構成と、その任期および選出の方法については、それぞれ別途定める各支部規約によるものとする。

第6章 会計および会費

(会計)

- 第 23 条 本会の会計年度は毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。
- 第 24 条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金、その他の収入を持って充てる。

(会費)

- 第 25 条 本会の会員は、入会金および会費として20,000円を、入学時に納入しなければならない。
- 第 26 条 納入した会費は理由のいかんを問わず返還しない。
- 第 27 条 特別会員および賛助会員については会費を免除する。

第7章 補 則

- 第 28 条 この規約に定めるものの他、この規約に関する必要事項およびこの規約の施行に必要な細則は、役員会の議決を経て別にこれを定める。
- 第 29 条 本会会員は、住所・勤務先および氏名等に変更を生じた場合は、すみやかに事務局に届け出なければならない。

- 附 則 1972（昭和47）年4月1日制定
1978（昭和53）年6月2日改訂
1998（平成10）年7月25日改訂
2003（平成15）年5月31日改訂
2010（平成22）年5月29日改訂（総会を学園祭に同期させることを目的とした改訂）
この規約（改訂版）は、2010（平成22）年5月29日より施行する。
但し、2010（平成22）度における会計年度は2010（平成22）年4月1日にはじまり、
翌年7月31日に終わるものとする。
2013（平成25）年11月23日改訂（渾沌会の現状と条文の整合性を図るための改訂）
この規約（改訂版）は、2013（平成25）年11月23日より施行する。

付 記（平成 15 年 5 月 31 日規約改訂の背景）

1968 年に開学した「九州芸術工科大学」は創立以来 36 年にわたり「芸術工学」の発展と進歩に貢献してきた。

2003 年 10 月 1 日、九州大学と統合し、九州大学芸術工学部として新しいスタートを切る事となった。

九州芸術工科大学の卒業生は「芸術工学」の発展と進歩に寄与し、社会活動の中で更に芸術工学を追求し、会員相互の親睦をはかることを目的として同窓会を設立し、活動を行ってきたが、今般の統合に関わる問題提起を受け、今後の活動に対する方針を検討した。

その結果、我々は芸術工学の理念やこれまで培われてきた人的ネットワーク等の有形無形の財産を、後代に継承し、更なる発展を目指すため、同窓会活動を継続していくことが課せられた責務であるとの結論に到った。

そこで我々は、入学時の大学名称を問わず、芸術工学を学んだもの同士が交流を深める組織として、これまでの同窓会組織を基盤とし、発展的に「九州大学芸術工学部・九州芸術工科大学同窓会」として活動を継続することとした。

2003 年（平成 15 年）5 月 31 日

九州芸術工科大学同窓会

会長 藤田啓晴